

検討事項	2、条文（案）及び逐条解説（案）について		
	第14条（政務活動費）	第33条（最高規範性）	第34条（見直し手続）
「条文案」 「逐条解説」 提示内容	<p>（政務活動費） 第14条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。 2 政務活動費については、別に条例で定める。</p> <p>（逐条解説） 【趣旨】 □本条は、政務活動費について定めたものです。 【解説】 □政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、政務活動費の収支報告書等を公開することにより、その用途に関する市民に対する説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを定めたものです。 □政務活動費に関することについては、「福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）」で定めます。</p>	<p>（最高規範性） 第33条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。 2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p> <p>（逐条解説） 【趣旨】 □本条は、この条例が議会の基本となる条例であり、議会における最高規範であること定めたものです。 【解説】 □第1項は、この条例が議会の基本となる最高規範であることから、議会に関する他の条例や規則、規程等を制定及び改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならないことを定めたものです。 □第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図りながら適正な解釈と運用を行うことを定めたものです。</p>	<p>（見直し手続） 第34条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。 3 議会は、前項の規定によりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（逐条解説） 【趣旨】 □本条は、この条例の見直し手続について定めたものです。 【解説】 □第1項は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討することを定めたものです。 □第2項は、この条例の見直し手続について定めたものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化等を十分考慮し、必要に応じて条例の改正などの措置を講じていくものです。 □第3項は、議会は、前項の規定よりこの条例を改正する時は、必要に応じて市民の意見を聴くためにパブリック・コメント等の必要な措置を講ずるものです。</p>
区分	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等
真政会	（今回の意見） 原案で了承	（今回の意見） 原案で了承	（今回の意見） 原案で了承
みらい福島	（今回の意見） 特に無し	（今回の意見） 特に無し	（今回の意見） 特に無し
市民21	（今回の意見） 特に無し	（今回の意見） 第2項の条文「法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない」について、上位にあたる法令に対し、その解釈や運用について条例との整合を図るとは、法令に対する拡大解釈や都合による解釈の相違を許容する表現と誤解を生じかねないので、逐条解説文を「この条例の趣旨に則り、許容される範囲内で、議会に関する法令の積極的な解釈と運用を行うことを定めたものです」等の表現に訂正することを提言します。	（今回の意見） 特に無し
公明党	（今回の意見） 特に無し	（今回の意見） 特に無し	（今回の意見） 特に無し
日本共産党	（今回の意見） 特に無し	（今回の意見） 特に無し	（今回の意見） 特に無し
社民党・護憲連合	（今回の意見） 原案で了承	（今回の意見） 原案で了承	（今回の意見） 原案で了承